

四日市市基準該当サービス事業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第36号

四日市市基準該当サービス事業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則

四日市市基準該当サービス事業者の登録等に関する規則（平成12年四日市市規則第32号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(特例サービス費の支給)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 特例サービス費の額は、当該基準該当サービスについて法第41条第4項各号又は第53条第2項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額をもとに市が定める額（その額が現に当該基準該当サービスに要した費用（<u>基準該当短期入所生活介護（三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年三重県条例第14号。以下「居宅サービス基準条例」という。）第161条に規定する基準該当短期入所生活介護をいう。以下同じ。）に要した費用については、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第61条第2号イからニまでに</u></p>	<p>(特例サービス費の支給)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 特例サービス費の額は、当該基準該当サービスについて法第41条第4項各号又は第53条第2項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額をもとに市が定める額（その額が現に当該基準該当サービスに要した費用（<u>基準該当短期入所生活介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「居宅サービス基準省令」という。）第140条の26に規定する基準該当短期入所生活介護をいう。以下同じ。）に要した費用については、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第61条第2号イからニまでに該当する経費を</u></p>

該当する経費を除く。また、基準該当介護予防短期入所生活介護（三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年三重県条例第18号。以下「介護予防サービス基準条例」という。）第143条に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）に要した費用については、施行規則第84条第2号イからニまでに該当する経費を除く。）の額を超えるときは、当該現に基準該当サービスに要した費用の額とする。第11項において「特例サービス費基準額」という。）の100分の90（法第49条の2第1項又は法第59条の2第1項の規定が適用される場合にあっては100分の80、法第49条の2第2項又は法第59条の2第2項の規定が適用される場合にあっては100分の70）に相当する額とする。

3から6まで （略）

7 基準該当サービス事業者は、特例サービス費の支払に関して、法第41条第4項各号又は第53条第2項各号の厚生労働大臣が定める基準及び居宅サービス基準条例に規定する基準該当居宅サービスの事業の設備及び

除く。また、基準該当介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「介護予防サービス基準省令」という。）第128条に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）に要した費用については、施行規則第84条第2号イからニまでに該当する経費を除く。）の額を超えるときは、当該現に基準該当サービスに要した費用の額とする。第11項において「特例サービス費基準額」という。）の100分の90に相当する額とする。

3から6まで （略）

7 基準該当サービス事業者は、特例サービス費の支払に関して、法第41条第4項各号又は第53条第2項各号の厚生労働大臣が定める基準及び居宅サービス基準省令に規定する基準該当居宅サービスの事業の設備及び

運営に関する基準（基準該当居宅サービスの取扱いに関する部分に限る。）又は居宅予防サービス基準条例に規定する基準該当介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準（基準該当介護予防サービスの取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査を受けなければならない。

8 から 10 まで （略）

1 1 法第 69 条第 1 項の規定により同項に規定する給付額減額等の記載を受けた被保険者については、第 2 項中「100 分の 90（法第 49 条の 2 第 1 項又は法第 59 条の 2 第 1 項の規定が適用される場合にあつては 100 分の 80、法第 49 条の 2 第 2 項又は法第 59 条の 2 第 2 項の規定が適用される場合にあつては 100 分の 70）」とあるのは「100 分の 70（法第 49 条の 2 第 2 項又は法第 59 条の 2 第 2 項の規定が適用される場合にあつては 100 分の 60）」とする。

（登録の取消し）

第 9 条 基準該当サービス事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第 3 条第 1 項の登録を取り消されるものとする。

(1) （略）

(2) 基準該当サービス事業者が、登録

運営に関する基準（基準該当居宅サービスの取扱いに関する部分に限る。）又は介護予防サービス基準省令に規定する基準該当介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準（基準該当介護予防サービスの取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査を受けなければならない。

8 から 10 まで （略）

1 1 法第 69 条第 1 項の規定により同項に規定する給付額減額等の記載を受けた被保険者については、第 2 項中「100 分の 90」とあるのは「100 分の 70」とする。

（登録の取消し）

第 9 条 基準該当サービス事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第 3 条第 1 項の登録を取り消されるものとする。

(1) （略）

(2) 基準該当サービス事業者が、登録

に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、居宅サービス基準条例及び介護予防サービス基準条例に規定する基準該当サービス事業者が満たすべき基準又は居宅サービス基準条例及び介護予防サービス基準条例に規定する基準該当サービス事業者が確保すべき員数を満たすことができなくなつたとき。

- (3) 基準該当サービス事業者が、居宅サービス基準条例に規定する基準該当居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準及び介護予防サービス基準条例に規定する基準該当介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な基準該当サービスの事業の運営をすることができなくなつたとき。

(4)から(7)まで (略)

2 (略)

に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、居宅サービス基準省令及び介護予防サービス基準省令に規定する基準該当サービス事業者が満たすべき基準又は居宅サービス基準省令及び介護予防サービス基準省令に規定する基準該当サービス事業者が確保すべき員数を満たすことができなくなつたとき。

- (3) 基準該当サービス事業者が、居宅サービス基準省令に規定する基準該当居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準及び介護予防サービス基準省令に規定する基準該当介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な基準該当サービスの事業の運営をすることができなくなつたとき。

(4)から(7)まで (略)

2 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(健康福祉部介護保険課)